

1.化学物質及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂 平成21年12月7日

化学物質等のコード :2044-7232

化学物質等の名称 :1,2,3-トリメチルベンゼン (ヘミリテン)

2.危険有害性の要約

分類の名称;分類基準に該当しない  
危険性;可燃性、引火性(引火点48)であるが、通常取扱条件で安定で危険性は低い。  
有害性;蒸気は眼、鼻、のどを強く刺激する。吸入または経口摂取すると、せき、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐、重傷の場合は意識喪失、肺水腫を起こす恐れがある。  
環境影響;低蓄積性物質

3.組成、成分情報

化学名 1,2,3-トリメチルベンゼン  
別名:ヘミリテン  
含有量 90%  
化学式・分子量  $C_6H_3(CH_3)_3 = 120.20$   
化審法公示番号 3-3427  
CAS No. 526-73-8  
危険有害成分 1,2,3-トリメチルベンゼン

4.応急処置

目に入った場合;直ちに多量の水で15分以上洗い流す。直ちに医師の手当を受ける。  
皮膚に付いた場合;多量の水で石鹸を用いて洗う。炎症を生じた時は医師の手当を受ける。  
吸入した場合;新鮮な空気の場所に移し、安静保温に努め、直ちに医師の手当を受ける。  
誤飲した場合;多量の水又は食塩水を飲ませて吐かせ、直ちに医師の手当を受ける。

5.火災時の処置

消火方法;火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。  
消火作業は風上から行い、場合によっては呼吸保護具を着用する。  
消火剤;粉末、二酸化炭素、泡(アルコール泡)、水、乾燥砂

6.漏出時の措置

火気厳禁とし、漏出した液は、ウエス、雑巾または土砂等に吸着させて空容器に回収し、そのあとを多量の水を用いて洗い流す。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。この場合、濃厚な排液が河川等に排出されないように注意する。

7.取扱いおよび保管上の注意

取扱い

- ・火気厳禁とし、高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触をさける。
- ・吸い込んだり、目、皮膚および衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。
- ・取扱い場所には局所排気装置を設置する。使用後は容器を密封する。
- ・漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
- ・静電気対策を行い、作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずる等の粗暴な扱いをしない。

保管

- ・保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて接地する。
- ・容器は直射日光を避け、冷暗所に貯蔵し、密閉して、空気との接触を避ける。
- その他 消防法の定めるところに従う。

8.暴露防止及び保護措置

管理濃度 作業環境評価基準;設定されていない。  
許容濃度 日本産業衛生学会勧告値;25ppm, 120mg/m3  
ACGIH (TLV);設定されていない。  
設備対策

- ・屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、または局所排気装置を設置する。
- ・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器、保護眼鏡、保護手袋、保護衣、保護長靴

9.物理的及び化学的性質

外観 無色～わずかに微黄色、澄明の液体  
蒸気比重 4.17 (空気=1)  
臭気 特異臭  
蒸気圧 データなし  
沸点 176.2  
比重 0.895 (20/4 )  
融点 -25.5  
溶解度 水に不溶 (< 10mg/L 水) . エタノール、ベンゼンに可溶.

10.安定性及び反応性

引火点 48  
爆発範囲 データなし  
発火点 データなし  
安定性・反応性 通常の取扱条件で安定。

11.有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

急性毒性 経口-ラット LD<sub>50</sub> :5000mg/kg  
刺激性 データなし  
変異原性 データなし  
がん原性 データなし  
慢性毒性 データなし

12.環境影響情報

魚毒性 ヒメダカに対する急性毒性LC<sub>50</sub> :7.0mg/L/48 時間  
分配係数 log Pow (オクタノール/水分配係数):3.763

13.廃棄上の注意

焼却法

- ・焼却炉の火室へ噴霧し、焼却する。
- ・小量の場合はおがくず、ウエス等に吸収させて解放型の焼却炉で焼却する。

輸送上の注意

- ・運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実にこなう。
- ・その他、消防法の定めるところに従う。

14.輸送上の注意

容器の破損、漏れが無いことを確かめ、衝撃・転倒・落下・破損の無いように積み込み、荷くずれ防止を確実にを行う。  
該当法規に従って取扱、包装、表示、運送を行うこと。  
(国、都道府県並びにその地方の法規、条令に従うこと。)

国連分類 : クラス3(引火性液体) PG  
国連番号 : 1993  
海洋汚染物質: 非該当

15.適用法令

労働安全衛生法 : 施行令等の一部改正第18の2別表第9  
「名称等を通知すべき有害物」 No.404  
令別表第一の4 危険物 引火性の物  
化学物質管理促進法(PRTR法): 非該当  
消防法: 危険物第四類 第二石油類(非水溶性) 危険等級3  
船舶安全法(危規則): 引火性液体  
航空法: 引火性液体  
海洋汚染防止法: 施行令別表第1 有害液体物質 X類物質

16.その他の情報

参考文献

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社  
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2000)  
化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編  
化学大辞典 共同出版  
安衛法化学物質 化学工業日報社

産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版  
化学物質安全性データブック オーム社  
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版  
化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修  
中央労働災害防止協会編

---

このデータは作成の時点における知見によるものですが、かならずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。